

8 教 義 第 5 7 号  
令和 8 年 5 月 2 9 日

各市町教育委員会教育長 様  
各私立小・中学校長 様  
長崎大学教育学部附属小・中学校長 様

長崎県教育庁義務教育課長  
(公印省略)

### 令和 9 年度使用義務教育諸学校の教科書の採択について(通知)

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることから、教育委員会その他の採択権者の判断と責任のもと、適切な手続きにより行われる必要があります。

令和 8 年度においては、令和 9 年度使用教科書の採択を行うこととなりますが、下記の諸事項について採択関係者に徹底され、採択の適正が図られるようお願いいたします。

### 記

#### 1 採択に関する基本方針

- (1) 教育基本法に定められた教育の目的(同法第 1 条)及び教育の目標(同法第 2 条)や学校教育法に示された普通教育の目標(同法第 2 1 条)を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」を育むという理念に沿った教科用図書を選採すること。
- (2) 長崎県教育方針を踏まえるとともに、各採択地区及び学校の教育の特色や実態、自然的・文化的諸条件を考慮して、児童生徒に適した教科用図書を選採すること。

- (3) 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科用図書の十分かつ綿密な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。
- (4) 教科用図書の選定の過程においては、教職員や保護者等の意見が反映されるように工夫するなど、開かれた採択の推進に配慮すること。
- (5) 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。

## 2 採択の方法

### (1) 小・中学校用教科書

令和8年度は、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、無償措置法という。）第14条」

### (2) 特別支援学校の小・中学部用教科書

令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。  
ただし、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

### (3) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書

特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができる。

#### 一般図書(特別支援学校・学級用)

- ① 毎年度異なる図書を採択できること。
- ② 採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。
- ③ 県立特別支援学校で文部科学省の検定済教科書を採択する場合は、交流及び共同学習の実施を留意し、原則として学校が所在する市町の採択に準じたものを採択すること。（知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校は除く）
- ④ 一般図書(特別支援学校・学級用)の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を

十分考慮すること。

その上で、これら以外の図書を採択する場合には、以下の事項について留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等についても把握しておくこと。

(特に、教科書として年間通じての需要に耐えうる十分な在庫量と供給機能を有しているか、発行者が国との契約意向があるかについて、該当発行者に十分に確認しておくこと。)

- ・ 一般図書の最大給与数は、特別支援学校においては特別支援学校学習指導要領に示す教科数、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては小学校・中学校学習指導要領に示す各学年の教科数を原則とすることを踏まえ、採択を行うこと。
- ・ 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- ・ 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容の図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書や、そもそも図書性を有さないパズルやカード類の知的玩具等は適切ではない。）
- ・ 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- ・ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、高額なものに偏らないようにすること。
- ・ 予算上、後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、一般図書（点字）や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われること。なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

#### (4) その他

障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであるかどうか、ユニバーサルデザインの視点からフォントやカラー等についても比較検討

すること。

### 3 教科書採択の公正確保について

(1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

(2) 静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者としての権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応すること。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。

また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

(3) 外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、適当な宣伝行為その他外部からの不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、その都度速やかに本課あて報告すること。

(4) その他、公正確保について疑義が生じた場合は、その都度本課に問い合わせること。

### 4 各地区における採択について

(1) 各採択地区においては、採択地区協議会、選定委員会及び教科書の調査研究を行うための調査員など、採択のための組織の整備・充実を図ること。

(2) 教科書の採択及び調査研究のための委員、調査員等の選任に当たっては公正を期すこと。その際、広い視野からの意見を反映させるため、採択地区協議会の委員には保護者代表等を入れること。

(3) 共同採択を行う地区（長崎、佐世保、諫早、大村、対馬、壱岐、西海を除く5採択地区）では、地区内相互の事務連絡を円滑に行うため、次の市町教育委員会に主管をお願いすること。なお、採択に係る協議が調わない場合の再協議の手続きや最終的な合意形成の方法をあらかじめ定めておくこと。（採択地区協議会の規約等に明記すること。）

共同採択地区	主管教育委員会
西彼地区	長与町教育委員会
東彼地区	川棚町教育委員会
島原・雲仙・南島原地区	南島原市教育委員会
県北地区	平戸市教育委員会
五島地区	五島市教育委員会

(4) 主管教育委員会は、採択に至るまでの諸連絡、協議会等の運営、教科書見本本や選定資料の配布、さらに採択終了後の採択結果及び採択理由、採択に携わった委員名等の公表に関しても、適切に処理されるよう配慮すること。

なお、共同採択を行う地区においては、平成24年11月12日付け24教義第291号、平成26年7月11日付け26教義第214号「教科書採択の改善について」(通知)を踏まえた上で、各市町教育委員会が採択権者としての権限と責任を果たすこと。

(5) 採択は8月31日までに行わなければならないこと。

## 5 需要数の報告について

(1) 需要数の把握に当たっては、より正確なものとなるように努めること。

(2) 一旦採択した教科書の採択変更に伴う需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等によるほかは認められないこと。

なお、特別のやむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は県教育委員会及び教科書取次書店に速やかに報告すること。

## 6 その他

(1) 教科書採択は、保護者や地域住民への説明責任を果たすことが求められることから、公平性・透明性に疑念を生じさせることのないよう、公正確保の徹底に万全を期すること。

- (2) 教科書発行者からの依頼に応じて、教科書の著作・編集を行ったり、意見を述べたりするなどの協力をする者がいる場合は、その事前・事後に所属長または設置者へ報告させ、確実に把握すること。
- (3) 各市町教育委員会においては、採択事務に遺漏がないよう、所管の小・中学校及び義務教育学校に対し、通知の写し等を配布するなど、周知徹底についての的確な方法を講ずること。
- (4) 保護者や地域住民の教科書に対する関心に応えるとともに、教員による教材研究や児童生徒による学習の深化・発展に資する観点から、学校の図書館や公立図書館に教科書を整備するよう努めること。